

「岐阜県介護事業所等に対するサービス継続支援補助金交付事業委託業務」 質疑及び回答

(令和8年7月1日時点)

No.	質問	回答
1	第5 委託業務の内容 1 事務局設置 上期(～9/30)と下期(12/2～)の間の期間(令和8年10月1日～12月1日)について、この期間中も事務局体制(事務局・電話番号・メールアドレス・業務従事者など)の維持をしておく必要はありますでしょうか。	申請者等からの問い合わせ対応や各種やり取りを行うための事務局体制を維持する必要はありませんが、委託者からの連絡には対応していただく必要があります。なお、この場合において、事務所等を設けて事務局を設置する必要はありません。
2	第5 委託業務の内容 3 申請書類の受付・審査業務 1法人(1申請)が申請する事業者数は最大で何件程度になるのかが分かれば教えてください。 また申請時および実績報告時の審査対象書類である個票(事業所単位)で、補助対象となる備品名とその金額以外に必要とされる情報があれば教えてください。	1法人当たりの最大の申請事業所数は、介護分野で50件程度、障害分野で40件程度を想定しています。 また、様式上の記入欄は「金額」のほかに「用途・品目・単価・数量等」となる想定です。これらの情報に基づき、補助対象経費との整合性や金額の妥当性を確認します。
3	第5 委託業務の内容 6 決定通知書及び額の確定通知書の送付通知書の発送業務において、不着が発生した場合は取りまとめの上、県に報告すること。 と記載がありますが、不着分の確認と再送業務は含まれるのでしょうか。	個別の状況に応じた判断となりますが、申請者に確認の上、再送を行うよう指示する場合も想定されます。 なお、過去の同様の補助金において、不着となった件数は10件未満です。